熊本県公報

第１１６５９号
平成20年2月22日（金）
（毎週　月・水・金発行）

目　次

訓　令
○熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……（職　員　課）1
告　示
○八代港港湾区域の変更……（港　湾　課）1
○道路の区域変更……（道路保全課）2
○道路の供用開始……（　〃　）2
公　告
○肥料登録の失効……（農業技術課）3
○平成20年度経営事項審査の日程……（監　理　課）3
○定款変更認可……（農村計画・技術管理課）8
○地籍調査成果の認証……（農村整備課）8
○大規模小売店舗立地法に基づく届出……（商工政策課）8
登載依頼
○熊本県個人情報保護制度審議会の開催……（私学文書課）9
○平成19年度熊本県地域リハビリテーション推進協議会の開催…（高齢者支援総室）9
○熊本県知事選挙における選挙人名簿登録の基準日、登録日及び縦覧期間……（選挙管理委員会）10
○熊本県環境審議会水保全部会の開催……（水環境課）10

訓　令

熊本県訓令第3号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各地方出先機関
労働委員会事務局

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年2月22日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

熊本県職員安全衛生管理規程（平成2年熊本県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第1号中「職員」の次に「又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の職員（以下「非常勤職員」という。）のうち」を加え、同項第2号中「所属職員」を「所属職員のうち」に改め、同項第3号中「精神保健福祉センターの長の職にある者」を「熊本県総括安全衛生管理者が医師である職員又は非常勤職員のうちから選任する者」に改める。

附　則

この訓令は、平成20年2月22日から施行する。

告　示

熊本県告示第129号

八代港港湾区域を次のように変更したので、港湾法（昭和25年法律第218号）第33条により準用する同法9条の規定に基づき告示する。

平成20年2月22日

熊本県知事　潮　谷　義　子

八代港干拓北堤と郡築堤との交点（北緯32度32分15.766秒、東経130度33分44.649秒）から北に500メートルの郡築堤防上の標柱（北緯32度32分29.927秒、東経130度33分54.017秒）、同標柱から297度26分3550メートルの地点、同地点から208度9分13520メートルの地点、同地点から117度47分3010メートルの地点、同地点から32度12分9820メートルの地点、同地点から中北町西北端の標柱（北緯32度29分55.561秒、東経130度34分35.330

秒）を順次結んだ線及び陸岸により囲まれた海面並びに前川新前川橋下流の河川水面

熊本県告示第 130 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 20 年 2 月 22 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 22 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
主要地方道	荒尾長洲線	荒尾市大字樺字裏毘沙門 780 番地先から 同市大字野原字西原 115 番 1 地先まで	前	4.7 ～ 17.3	2112.3	幹線道路整備
		荒尾市大字樺字裏毘沙門 780 番地先から 同市大字樺字笹原 2208 番 4 地先まで		12.5 ～ 50.0	980.0	
		荒尾市大字樺字裏毘沙門 780 番地先から 同市大字野原字西原 115 番 1 地先まで	後	4.7 ～ 17.3	2112.3	
		荒尾市大字樺字裏毘沙門 780 番地先から 同市大字野原字薗牟田 1061 番 17 地先まで		12.5 ～ 50.0	1543.5	
一般県道	横野矢部線	上益城郡御船町大字滝尾字堅津山 3357 番 5 地先から 同所 3351 番 1 地先まで	前	4.2 ～ 22.6	155.0	災害防除工事
			後	22.3 ～ 25.6	155.0	

2　区域を変更する期日　平成 20 年 2 月 22 日

熊本県告示第 131 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 20 年 2 月 22 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 22 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長（メートル）	備考
一般国道	445 号	上益城郡御船町大字滝尾字六地蔵 489 番 2 地先から 同町大字滝尾字横野 604 番 1 地先まで	388.6	交通安全施設等整備

2　供用を開始する期日　平成 20 年 2 月 22 日

公　告

熊本県公告第114号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条の規定に基づき、次の肥料は失効したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告します。

平成20年2月22日

熊本県知事　潮　谷　義　子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名または名称及び住所	失効した年月日
熊本県肥第1410号	混合有機質肥料	牛深魚粉	窒素全量：5.0 りん酸全量：5.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	尾上俊二 熊本県天草市牛深町188番地2	平成20年1月31日

熊本県公告第115号

平成20年度に熊本県が実施する建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（経営状況分析を除く。）の申請の時期及び方法等について、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）第19条の6第1項及び第21条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、経営状況分析の申請については、法第27条の24第1項に規定する登録経営状況分析機関が規則第19条の2第1項の規定に基づき公示する申請の時期及び方法等に従い行わなければならない。

平成20年2月22日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　申請の対象者

熊本県内に主たる営業所を有する法第3条第1項の規定による許可を受けた建設業者

2　申請の対象となる決算日等（以下「審査基準日」という。）

平成19年10月1日から平成20年9月30日まで

3　審査日及び審査場所等

「経営事項審査日程表」のとおり。

4　審査日の予約

（1）予約先

主たる営業所がある地域を所管する地域振興局又は熊本土木事務所

（2）予約の期限

平成20年11月28日

（3）予約の方法

予約を行う審査日は、経営事項審査日程表（以下「日程表」という。）のうちの決算月に対応する審査日とし、当該予約は、法第11条第2項の規定により変更届出書（事業年度終了）を提出した後に行うものとする。ただし、審査基準日が平成20年8月1日から平成20年9月30日までの者にあっては、前年度に提出した変更届出書（事業年度終了）の副本（主たる営業所を所管する地域振興局又は熊本土木事務所の受付印があるものに限る。）を持参し、平成20年11月4日から平成20年11月28日までの間に予約することができる。

日程表のうちの予備日の予約については、熊本県土木部監理課において平成21年1月20日から受け付けるが、予備日に予約できる者は次の条件のいずれかを満たす者とする。

ア　2の期間に審査基準日がある建設業者で平成21年1月19日までに経営事項審査を受審しなかった者

イ　2の期間に審査基準日がある建設業者で平成20年10月1日以降に新たに法第3条第1項の規定による許可（業種の追加を含む。）を受けた者

ウ　民事再生法等の手続中の者

5　申請の方法

経営事項審査の申請は、4により予約した審査日に、3の日程表に指定している審査場所において、6の書類を持参して行うものとする。

6　審査日に持参する書類

（1）経営事項審査申請書（規則別記様式第25号の11）

（2）知事が別に定める経営事項審査添付書類

（3）その他知事が別に定める書類

7　経営事項審査の手数料及び納付方法

（1）手数料

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）第2条第1項第114号に規定する額

（２）納付方法

経営事項審査添付書類の「審査手数料印紙（証紙）貼り付け書」に熊本県証紙をはり付けて納付するものとする。

8　経営事項審査の結果通知

経営事項審査の結果通知書は、申請者に対し郵送する。

9　問い合わせ先

熊本県土木部監理課建設業係

〒862-8570　熊本市水前寺六丁目18番1号

電話096-333-2485（ダイヤルイン）

経営事項審査日程表

地区	対象決算月	審査日 月	審査日 日（曜日）	開始時間	審査場所
熊本	１０月決算法人	4	14(月)、23(水)	午前９時から	熊本県庁本階 ８０２会議室
	１１月決算法人	4	24(木)		
	個人、１２月決算法人	5	13(火)、20(火)		
		6	3(火)、16(月)		
	１月決算法人	6	17(火)		
	２月決算法人	6	25(水)		
	３月決算法人	7	10(木)、15(火)、16(水)、23(水)		
	４月決算法人	8	25(月)、26(火)		
	５月決算法人	9	16(火)、24(水)、25(木)		
	６月決算法人	10	2(木)、16(木)、17(金)、29(水)		
	７月決算法人	11	4(火)、17(月)		
	８月決算法人	11	18(火)、26(水)		
		12	3(水)、4(木)		
	９月決算法人	12	15(月)、16(火)		
		1	7(水)、15(木)、16(金)		
宇城	１０～１１月決算法人	4	15(火)	午前９時から	宇城建設会館
	個人、１２月決算法人	5	27(火)		
		6	11(水)　※ 6月11日は1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月27日が全部予約されてから予約すること。		
	１月決算法人	6	11(水)		
	２～３月決算法人	7	8(火)		
	４月決算法人	8	19(火)		
	５月決算法人	9	3(水)		
	６月決算法人	10	28(火)		
	７月決算法人	11	5(水)		
	８月決算法人	11	27(木)		
	９月決算法人	1	13(火)		
玉名	１０～１１月決算法人	4	10(木)	午前９時から	玉名建設会館
	個人、１２月決算法人	5	14(水)		
		6	6(金)　※ 6月6日は1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月14日が全部予約されてから予約すること。		
	１月決算法人	6	6(金)		
	２～３月決算法人	7	18(金)		
	４月決算法人	8	20(水)		
	５月決算法人	9	17(水)		

地区	対象決算月	審査日 月	審査日 日（曜日）	審査日 開始時間	審査場所
玉名	６月決算法人	10	7(火)	午前９時から	玉名建設会館
	７月決算法人	11	11(火)		
	８月決算法人	11	19(水)		
	９月決算法人	12	10(水)		
鹿本・菊池	１０～１１月決算法人	4	17(木)	午前９時から	菊池建設会館
	個人、１２月決算法人	5	28(水)		
		6	4(水)、18(水)　※ 6月18日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月28日、6月4日が全部予約されてから予約すること。		鹿本建設会館
	１月決算法人	6	18(水)		
	２～３月決算法人	7	3(木)		
	４月決算法人	8	21(木)		菊池建設会館
	５月決算法人	9	12(金)		
	６月決算法人	10	3(金)、22(水)		鹿本建設会館
	７月決算法人	11	13(木)		菊池建設会館
	８月決算法人	11	28(金)		
	９月決算法人	12	12(金)		鹿本建設会館
		1	14(水)		
阿蘇	１０～１１月決算法人	4	16(水)	午前９時から	阿蘇建設会館
	個人、１２月決算法人	5	21(水)		
		6	27(金)　※ 6月27日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月21日が全部予約されてから予約すること。		
	１月決算法人	6	27(金)		
	２～３月決算法人	7	9(水)		
	４月決算法人	8	29(金)		
	５月決算法人	9	10(水)		
	６月決算法人	10	21(火)		
	７月決算法人	11	12(水)		
	８～９月決算法人	12	2(火)		
上益城	１０～１１月決算法人	4	22(火)	午前９時から	矢部建設会館
	個人、１２月決算法人	5	23(金)		
		6	10(火)　※ 6月10日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月23日が全部予約されてから予約すること。		
	１月決算法人	6	10(火)		
	２～３月決算法人	7	2(水)		
	４～５月決算法人	9	9(火)		
	６月決算法人	10	8(水)		
	７～８月決算法人	11	14(金)		
	９月決算法人	12	11(木)		

地区	対象決算月	審査日 月	審査日 日（曜日）	審査日 開始時間	審査場所
八代	１０～１１月決算法人	4	25(金)	午前９時から	八代建設会館
	個人、１２月決算法人	5	22(木)		
		6	5(木)、26(木)　※ 6月26日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月22日、6月5日が全部予約されてから予約すること。		
	１月決算法人	6	26(木)		
	２～３月決算法人	7	17(木)		
	４月決算法人	8	28(木)		
	５月決算法人	9	11(木)		
	６月決算法人	10	9(木)		
	７月決算法人	11	7(金)		
	８月決算法人	11	20(木)		
	９月決算法人	1	8(木)		
芦北・球磨	１０～１１月決算法人	4	18(金)	午前９時から	芦北建設会館
	個人、１２～１月決算法人	6	12(木)、13(金)		
	２～３月決算法人	7	4(金)		人吉建設会館
	４～５月決算法人	9	4(木)、5(金)　※ 9月4日、5日の予約をする際は、原則として、4月決算法人が4日、5月決算法人が5日に予約すること。		
	６月決算法人	10	23(木)、24(金)		芦北建設会館
	７月決算法人	11	6(木)		人吉建設会館
	８月決算法人	11	21(金)		芦北建設会館
	９月決算法人	1	9(金)		
天草	１０～１１月決算法人	4	11(金)	午前１０時から（5/16、5/30 6/20、9/19は午前９時から）	天草建設会館
	個人、１２月決算法人	5	15(木)、16(金)、29(木)、30(金)		
		6	19(木)、20(金)　※ 6月20日は、1月決算法人が優先。個人、12月決算法人は、5月15日、16日、29日、30日、6月19日が全部予約されてから予約すること。		
	１月決算法人	6	20(金)		
	２～３月決算法人	7	11(金)		
	４月決算法人	8	22(金)		
	５月決算法人	9	18(木)、19(金)		
	６月決算法人	10	10(金)		
	７月決算法人	11	10(月)		
	８月決算法人	12	5(金)		
	９月決算法人	1	19(月)		

地区	対象決算月		審査日 月	審査日 日（曜日）	審査日 開始時間	審査場所
大臣	１０～１２月決算法人		4	21(月)	午前１０時から	熊本県庁本館８０２会議室
	１～２月決算法人		6	24(火)		
	３月決算法人		7	24(木)、25(金)		
	４月決算法人		8	27(水)		
	５月決算法人		9	26(金)		
	６～７月決算法人		10	30(木)、31(金)		
	８月決算法人		11	25(火)		
	９月決算法人		12	9(火)		
予備日	受審要件を満たす者	平成21年	3	6(金)	午前１０時から	別途指定する場所

熊本県公告第 116 号

上益城郡山都町に事務所を置く通潤地区土地改良区理事長本田陽一から平成 20 年 2 月 1 日付けで申請のあった定款変更については、平成 20 年 2 月 13 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 3 項の規定により公告する。

平成 20 年 2 月 22 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

熊本県公告第 117 号

八代市ほか 2 市村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 2 月 22 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
八代市	平成 17 年度から平成 19 年度まで	坂本町坂本の一部	地籍図・地籍簿	平成 20 年 2 月 12 日
水俣市	平成 18 年度から平成 18 年度まで	大字葛渡、石坂川の各一部		
水俣市	平成 18 年度から平成 19 年度まで	大字長崎、湯出の各一部		
球磨村	平成 16 年度から平成 18 年度まで	大字渡乙の一部		

熊本県公告第 118 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 22 日

熊本県知事　潮　谷　義　子

1　大規模小売店舗の名称及び所在地
　ケーズデンキ山鹿店
　山鹿市山鹿字黒田 713 ほか
2　大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
　（１）設置する者
　　株式会社九州ケーズデンキ　代表取締役　加藤修一
　　茨城県水戸市柳町一丁目 13 番 20 号
　（２）小売業を行う者

株式会社九州ケーズデンキ　代表取締役　加藤修一
茨城県水戸市柳町一丁目13番20号
3　大規模小売店舗を新設する日
平成20年10月6日
4　大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,635平方メートル
5　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
（1）駐車場の収容台数
174台
（2）駐輪場の収容台数
36台
（3）自動二輪車駐車場の収容台数
7台
（4）荷さばき施設の面積
79平方メートル
（5）廃棄物等の保管施設の容量
42立方メートル
6　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
（1）大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻　午前10時　　閉店時刻　午後9時
（2）来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後9時30分まで
（3）駐車場の自動車の出入口の数
2か所
（4）荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前9時から午後9時まで
7　届出年月日
平成20年2月5日
8　届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び鹿本地域振興局総務振興課
平成20年2月22日から平成20年6月22日まで

登載依頼

熊本県個人情報保護制度審議会公告第2号

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。
平成20年2月22日

熊本県個人情報保護制度審議会
会長　冨　永　清　美

1　日時
平成20年2月29日（金）
午前10時00分～午前12時00分
2　会場
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階審議会室
3　審議内容
防犯カメラによる個人情報の収集について（熊本県個人情報保護条例第7条第3項第8号の例外的に本人以外から個人情報を収集する事務）
4　傍聴者の定員
10人
5　傍聴手続
（1）傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
（2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
6　問合せ先
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県個人情報保護制度審議会事務局（熊本県総務部私学文書課県政情報室）
（電話096-333-2068）

熊本県地域リハビリテーション推進協議会公告第1号

熊本県地域リハビリテーション推進協議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続きは、次のとおり。
平成20年2月22日

熊本県地域リハビリテーション推進協議会

1　開催日時
平成20年3月3日（月）午後4時00分から5時30分まで
2　開催場所
熊本市水前寺公園28-51
熊本テルサ　2階　つばきの間
3　議題
（1）平成19年度の活動状況報告
ア　県地域リハビリテーション支援センター
イ　各地域リハビリテーション広域支援センター
（2）平成20年度の事業計画（案）について
（3）市町村介護予防事業の評価・支援について
（4）平成20年度以降の地域リハビリテーション推進体制（案）について
（5）その他
4　傍聴者の定員
10人
5　傍聴手続き
（1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得た上で、会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
6　問い合わせ先
熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県地域リハビリテーション推進協議会事務局（熊本県健康福祉部高齢者支援総室）
電話　096-333-2216

熊本県選挙管理委員会告示第20号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び同法第23条第1項の規定に基づき、平成20年3月23日執行予定の熊本県知事選挙に伴う選挙人名簿の登録等を次のとおり行う。

平成20年2月22日

熊本県選挙管理委員会
委員長　岩　尾　映　二

1	被登録資格の決定の基準日	平成20年3月5日 （ただし、年齢については平成20年3月23日）
2	登録日	平成20年3月5日
3	縦覧期間	平成20年3月6日（午前8時30分から午後5時まで）

熊本県環境審議会公告第3号

熊本県環境審議会水保全部会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成20年2月22日

熊本県環境審議会水保全部会長　嶋　田　　純

1　開催日時
平成20年2月29日（金）
午後2時から午後4時まで
2　開催場所
熊本市水前寺6丁目18番1号
県庁行政棟本館5階審議会室
3　議題
（1）平成20年度熊本県公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について
（2）水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定の見直し（案）について
4　傍聴者の定員
10名
5　傍聴手続
（1）傍聴希望者は会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、水保全部会長の許可を得たうえで、会場に入ることができる。
（2）傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
6　問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺6丁目18番1号
熊本県環境審議会水保全部会事務局（熊本県環境生活部水環境課水質保全班）
（電話096-333-2271）

発行所　熊　本　県　熊本市本山4丁目8番25号
平成20年2月22日印刷　印刷所　㈱城野印刷所
平成20年2月22日発行　電話(代)096－286－3366番
再生紙を使用しています